

横浜市ダンススポーツ連盟

慶弔見舞規程

第1条（目的）

この規程は、横浜市ダンススポーツ連盟の役員に対する慶弔見舞金を定めてこれを支給することを目的とする。

第2条（種類）

慶弔見舞金の種類は以下の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 疾病見舞金
- (3) 災害見舞金
- (4) 死亡弔慰金

第3条（支給範囲及び金額）

慶弔見舞金の支給範囲及び金額は別表の通りとする。

第4条（規定外の処理）

この規程に定めない事項に関しては原則として理事会で協議のうえ定めるものとするが、急を要する場合は会長の判断により決することができる。

第5条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

付則

平成19年5月29日制定

令和4年1月17日 改定 規約改定に伴い、常務理事を理事に変更

別表。

対象者	理事及び監事	名誉役員
本人の結婚	20,000 円	その都度定める
本人 入院30日以上 (証明書等を添付する)	10, 000 円	同上
地震、火災、風水害 による家屋 の全壊	20, 000 円	同上
本人の死亡	30, 000 円	同上
その他	その都度定める	-